

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (勅封印) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
トーゴ	食糧援助に関する日本国政府と トーゴ共和国政府との間の交換 公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食 糧援助のための生産物及び役務の購入	430,000千円 H23.3.31まで	H23.1.18 ロメで (同日)	日本側 岡村善文在トーゴ 大使 側 エリオット・オ イヌ国務大臣兼外務・協 力大臣	H23.2.2 20号
トーゴ	食糧援助に関する日本国政府と トーゴ共和国政府との間の交換 公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食 糧援助のための生産物及び役務の購入	420,000千円 H24.3.31まで	H23.12.20 ロメで (同日)	日本側 西内和彦在トーゴ 臨時代理大使 トーゴ側 エリオット・オ イヌ国務大臣兼外務・協 力大臣	H24.1.16 3号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。